

八戸市視聴覚センター・児童科学館 プラネタリウム設備更新業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

八戸市視聴覚センター・児童科学館プラネタリウム設備更新業務委託

2 本要領の目的

本要領は、八戸市が八戸市視聴覚センター・児童科学館（以下「科学館」という。）の光学式プラネタリウム投映機及び全天デジタル投映システム、機器等を連動して操作できるシステムに係る演出設備一式、ドームスクリーン、観客席の改修等（以下、「プラネタリウム設備」という。）の更新のため企画提案を募るプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 実施概要

(1) 募集の背景

科学館のプラネタリウムは、昭和 55 年の開館当初に光学式の恒星投映機が設置され、科学館の主要な事業を行う集客の大きな柱の一つとして運営しているものである。

しかし、老朽化に伴う故障のリスクが高まっており、設備及び機器等は、製造・設置後 40 年以上経過しているため、交換部品等の製造が終了するなど修理が困難となってきた。

このため、故障時にはプラネタリウムが運営できない状態も想定されることから、設備及び機器等一式の更新が必要となった。

更新にあたっては、プラネタリウム内で使用される機器等を連動して操作できるシステムを採用することにより映像表現の充実を図るほか、プラネタリウムを様々なイベント（音楽会や講演会）に活用することができる仕組みを検討すると共に、インターネットを利用したイベントの開催など、新たな活用方法の可能性についても求めるものとする。

また、更新する機器については、運転のための消費電力や日常の維持管理に伴う経費、作業負担などの縮減が図られることなども考慮する。

(2) 募集の目的

プラネタリウム機器等について、最新の機器を製造している業者等から機器の性能や表現できる演出、天文などの学習プログラムなど全体的な提案により、八戸市が更新するプラネタリウム設備一式を選定することを目的とする。

4 プラネタリウム設備の現況

- (1) 所在地 八戸市類家四丁目 3 番 1 号
(2) ドーム直径 約 12 メートル
(3) 座席数 88 席
(4) ドーム内座席等配置図 ... 別添 1 のとおり
(5) 運用時間 1 上映 30 分程度、上映開始時刻は下表のとおり

曜日区分	①	②	③	④	⑤	⑥
平日	15:00～	-	-	-	-	-
第 1・3・5 土曜日	10:00～	11:30～	13:30～	15:00～	-	-
第 2・4 土曜日	10:00～	11:30～	13:30～	15:00～	17:00～	18:00～
日曜日、祝日	10:00～	11:30～	13:30～	15:00～	-	-

- (6) 年間観覧者数 11,548 人（令和 5 年度実績）
（プラネタリウムに限る）

5 調達想定機器の性能等

「八戸市視聴覚センター・児童科学館プラネタリウム設備更新業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 プラネタリウム設備更新業務委託の概要

- (1) 事業費 303,050 千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）
(2) 履行期限 令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

7 参加資格要件（以下の要件を全て満たす事）

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定する特定建設業の許可を本業務実施に必要な区分について受けている者であること。
(3) 公募開始の日から、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申し立てがなされている者ではないこと。
(4) 公募開始の日から契約締結の日までの間において、国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けている者ではないこと又は受けることが明らかではないこと。
(5) 八戸市暴力団排除条例（平成 23 年八戸市条例第 48 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に該当する者ではないこと、ならびにこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
(6) 納税義務のある税を滞納していない者であること。
(7) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間）に、10m 以上のドーム径を持つプラネタリウムの機器に関して新築又は更新した実績を 2 箇所以上有すること。

8 提出書類

提出書類は、全て片面印刷とする。

(1) プロポーザル参加申込時提出書類

- ① 参加申込書 (様式 1-1/A4 版)
- ② 誓約書 (様式 1-2/A4 版)
- ③ 会社概要 (様式 1-3/A4 版)
- ④ 業務実績 (様式 1-4/A4 版)

(2) 企画提案書提出書類 (指定様式以外は任意様式とする)

- ① 企画提案書 (任意様式/A4 版)
仕様書を踏まえ、以下の内容を含むこと。また、A3 用紙は折込みとし、表紙・目次・裏表紙を除き全体で 25 枚以内とする。A3 用紙も 1 枚として数える。
 - 実施スケジュール
 - プラネタリウム設備の開発製造・企画コンセプト
 - 調達想定機器の性能等^{※1}
 - 内装・ドームスクリーンに関する提案
 - その他提案事項
 - 設置後の運用
 - 上記のほか図面を別途添付可。ただし、概略程度に留めること。
- ② 業務実施体制 (様式 2/A4 版)
- ③ 見積書^{※2} (任意様式/A4 版)

※1 仕様書を活用し標準仕様の実現性の有無、保有する技術レベル、本プロポーザルでの実現性について簡潔に記載した内容を含めて作成すること。

※2 提案内容の実現にあたって必要な機器及び更新作業等に要する経費ごとの内訳書 (仕様書 3. 業務内容の項目ごとに記載すること。) 及び総額の見積書を作成し提出すること。なお、見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

9 提出方法等

(1) 提出部数 …………… 9 部 (正本 1 部、副本 8 部)

- ① 8(1)の提出書類は、原本 1 部のみとする。
- ② 8(2)の提出書類は、提案者名など提案者が容易に特定できる情報は記載しない。
- ③ 各種様式は、下記 (2) 記載箇所で作成するほか、八戸市ホームページよりダウンロードできる。

(2) 提出先

〒031-0803 八戸市諏訪一丁目 2 番 41 号
八戸市教育委員会 総合教育センター 担当：青木・小笠原
TEL: 0178-46-0521 FAX: 0178-46-1155

10 スケジュール

- (1) プロポーザルの実施に関する公告 令和 6 年 6 月 3 日 (月)
- (2) 質問の受付期限 令和 6 年 6 月 7 日 (金)
- (3) 質問回答書公表 令和 6 年 6 月 12 日 (水)
- (4) 参加申込書提出期限 令和 6 年 6 月 19 日 (水)
- (5) 参加資格適合・不適合通知書発送 (予定) ... 令和 6 年 6 月 26 日 (水)
- (6) 企画提案書提出期限 令和 6 年 7 月 8 日 (月)
- (7) 第一次審査結果発送 (予定) 令和 6 年 7 月 中旬
- (8) 第二次審査 (ヒアリング) 実施 (予定) 令和 6 年 7 月 下旬
- (9) 第二次審査結果発送 (予定) 令和 6 年 8 月 月上旬

上記の書類提出について直接提出する場合は、提出先の窓口へ午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土・日・祝日を除く) とし、郵送の場合は必着とする。

11 質問受付及び回答

- (1) 受付期間 公告日～令和 6 年 6 月 7 日 (金) 午後 5 時 (必着)
- (2) 提出書類 質問書 (様式 3)
- (3) 提出方法
 - ① 直接提出する場合は、提出先の窓口へ午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (土・日曜日を除く) とし、電子メール及び郵送の場合は必着とする。
 - ② 電子メールでの送付の場合、件名は「八戸市視聴覚センター・児童科学館プラネタリウム設備更新業務委託に係るプロポーザルに対する質問」とすること。
 - ③ 電子メールを送信した際は、担当部署まで送信した旨の電話をすること。
 - ④ 質問は参加申込書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。
 - ⑤ 電子メール及び添付書類について、コンピューターウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答
 - ① 質問に対する回答は、原則八戸市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ② 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則回答しない。

12 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 …………… 令和6年7月1日（月）午後5時（必着）
- (2) 提出書類 …………… 辞退届（様式4）
- (3) 提出方法 …………… 前記11(3)①と同じ

13 審査

(1) 一次審査（書類審査）

- ① 実施日 …… 令和6年7月中旬
- ② (3) 評価基準に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行う。
- ③ 審査結果は書面により通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(2) 二次審査（ヒアリング）

- ① 実施日 …… 令和6年7月下旬
実施場所及び時刻などの詳細については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。
- ② 実施時間
1社につき50分（準備・撤去10分、説明30分、質疑10分）
- ③ 出席者
1社につき4名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。
- ④ 選考方法
説明実施順は、企画提案書の受付順とし、審査委員が「評価基準」に基づき点数付けすることにより決定する。二次審査の参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合はそれらの者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。2位も同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。
- ⑤ 選考結果は全ての参加者に通知する。
- ⑥ 参加者が1社になった場合でも評価は行う。

(3) 評価基準（配点 300 点満点）

	評価項目	審査確認事項	配点
企画提案書評価基準	本業務に対するコンセプト	▶ 業務の基本的な考え方を理解し、これに沿った提案がなされているか。	20
	光学式プラネタリウム投映機	▶ 本体の大きさ、耐用年数は適当か。 ▶ 学習投映において正確な星空を再現でき、かつ、美しい星空を投映できるなど自由度に優れているか。 ▶ 太陽・月・惑星投映機の機能は優れているか。	80
	全天デジタル投映システム	▶ 使用プロジェクターの性能と機器構成は適当か。	40
	連動システム制御・操作性	▶ 良好な連動制御を実現するための具体的な提案がなされているか。 ▶ 生解説を行うにあたり、良好な操作性を実現するための工夫がなされているか。	20
	音響設備	▶ 音響設備は良好な音質で、メンテナンス性やランニングコストに優れているか。	10
	ドームスクリーン	▶ 星空と映像がより美しくみえる提案がなされているか。	10
	座席及び内装	▶ 観客の快適性、場内の使いやすさ、リニューアル感の演出に優れているか。	20
	二次側電気	▶ 電気供給、配線・配管・誘導灯などについて具体的な提案はなされているか。	10
	番組コンテンツについて	▶ 八戸市及び星空の魅力を十分に伝えられる番組であるか。 ▶ 学習や幼児投映、一般市民などに広く活用できるコンテンツが提案されているか。	20
	保守管理体制	▶ 確実な保守を実現するための十分な体制を提案されているか。 ▶ 提案内容に対して、保守料金や消耗品代等の維持管理コストが示され、長期的な維持費縮減策について具体的に提案されているか。	20
	運用面のサポート	▶ 緊急時の対応や納入後を含むサポート対策、研修体制等が具体的に提案されているか。	10
	自由提案項目 (仕様で定めた項目以外の提案の有効性)	▶ 利用者の増加・集客・学習効果の向上など独自提案がなされているか。 ▶ 提案者の実績等を踏まえた有益で魅力のある提案がなされているか。 ▶ その他、優れた提案がなされているか。	20
	企業体制・本業務に対する計画等	▶ 当該整備を良好に遂行するために必要な技術力や実績、実施体制等を有しているか。	10
	見積額の評価 (予算上限額に対する価格点)	▶ 予算上限額、所要経費等	10

(4) 結果の公表

二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果を通知するとともに、後日、八戸市ホームページで公表する。

14 契約の締結等

- (1) 八戸市財務規則（昭和 54 年八戸市規則第 1 号）に則り、審査委員会にて選定された本業務に係る受託候補者と、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

15 失格事項

- (1) 本要領に示された参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提案書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
- (3) 提出書類が本要領に定める事項に適合しない場合。

16 著作権及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。なお、技術提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に帰するものとする。
- (2) 市は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づき、本企画提案に関する情報の開示その他市が必要と認める時に、提出された企画提案書を開示する場合があるが、その際、企業秘密、ノウハウ等開示することにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、不開示とする。

17 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1 社につき 1 点に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 市が配付した資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) 公正性及び透明性並びに説明責任を果たすため、本プロポーザル実施に関する情報については閲覧、八戸市ホームページにより公表するものとする。
- (5) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び八戸市の規則等に定めるところによる。
- (6) 公告の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに係る必要な時を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。
- (7) 本要領に定めのない事項が発生した場合は、審査委員会により決定する。

【担当部署及び提出先】

〒031-0803 八戸市諏訪一丁目 2 番 41 号

八戸市教育委員会 総合教育センター 担当：青木・小笠原（孝）

TEL 0178-46-0521（直通） FAX 0178-46-1155

E-Mail edcenter@city.hachinohe.aomori.jp